

3.環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
森林面積	162,500ha (16年)	157,876ha (26年)	森林面積の減少を抑えることにより159,700ha以上を確保します (29年 ^{※1})
農用地面積	135,100ha (16年)	127,383ha (26年)	農地面積の減少を抑えることにより128,100ha以上を確保します (29年 ^{※1})
海域における環境基準達成率 (COD ^{※2})	63.6% (18年度) 〔参考〕 全国(H18) 74.5%	45.5% (27年度) 〔参考〕 全国(H27) 81.1%	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)

※1：千葉県国土利用計画による

※2 COD(化学的酸素要求量)：有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応(酸化)させた時に消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなる。

(2) 評価

森林面積及び農用地面積については、基準年度と比較し減少しており、確保すべきとした目標値を既に下回っています。

また、海域におけるCODの環境基準達成率は、基準年度と比較し全国平均との差が拡大しています。

(3) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【27年度の主な取組】

① 健全な森林整備・保全対策の推進

ア 適切な森林管理・整備の推進

- ・森林経営計画の策定を支援する森林経営計画推進事業(1,365ha)を実施しました。
- ・県有林において156haの森林整備を行いました。
- ・林地開発事業者等を対象にした緑化技術講習会を開催しました。
- ・津波や松くい虫による被害が大きい、海岸防災林の再生に重点を置いて事業を実施しました。

イ 森林の持つ多様な機能の活用

- ・環境学習や林業体験の場として、教育の森(79箇所)が設置・利用されています。
- ・「ちばの木」に触れ合う機会となる、木工作品コンクールの開催支援や全5回の木工出前教室を開催しました。

ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

- ・県産木材を活用した内装材の製作・展示などの取組を支援しました。
- ・「千葉県内の公共建築物等における木材利用促進方針」に基づき、県が発注する事業において462m³の木材を利用しました。

② 農村環境の保全と活用

ア 農地の保全と担い手の確保

- ・多面的機能支払交付金を活用して県内 398 組織が農村の地域資源の保全に努めました。
- ・耕作放棄地再生推進事業により、27 年度中に 18.5ha の耕作放棄地が解消されました。なお、新規就農者は 402 名でした。

イ 環境保全型農業の推進

- ・「ちばエコ農産物[※]」の認証推進（4,112ha）、エコファーマー認定推進（2,423 戸）等を行いました。
- ※ 化学合成農薬や化学肥料を通常の 2 分の 1 以下に低減し栽培されたことを千葉県が確認し認証する農産物

ウ 地域資源を活用した農山漁村の活性化

- ・県内の農林水産物直売所や農林漁業体験が一目でわかるパンフレットの作成・配布
- ・100店舗以上の農林水産物直売所が参加する「ちばの直売所フェア」の開催
- ・農林漁業体験の受入拡大のための人材育成研修の開催や広域ネットワーク化の推進

③ 湖沼・沿岸域の保全と活用

ア 湖沼の水環境の保全

- ・印旛沼、手賀沼については、「第 6 期湖沼水質保全計画」の着実な推進を図るとともに、各種計画に基づき、水環境の保全に取り組みました（4 章 3 節参照）。

イ 沿岸域の保全と活用

- ・東京湾の水質浄化については、「第 7 次東京湾総量削減計画」に基づく対策を推進し、パンフレットの配布による啓発活動など、汚濁負荷量を削減するための各種取組を行いました（4 章 3 節参照）。
- ・三番瀬については、「千葉県三番瀬再生計画（第 3 次事業計画）」（計画期間：26～28 年度）に基づき、29 事業を行いました。その内、三番瀬のラムサールの登録の促進については、地元関係者や関係機関との協議・調整を行いました。
- ・沿岸域については、人工魚礁の設置などの漁場整備、九十九里浜での養浜事業を行いました。

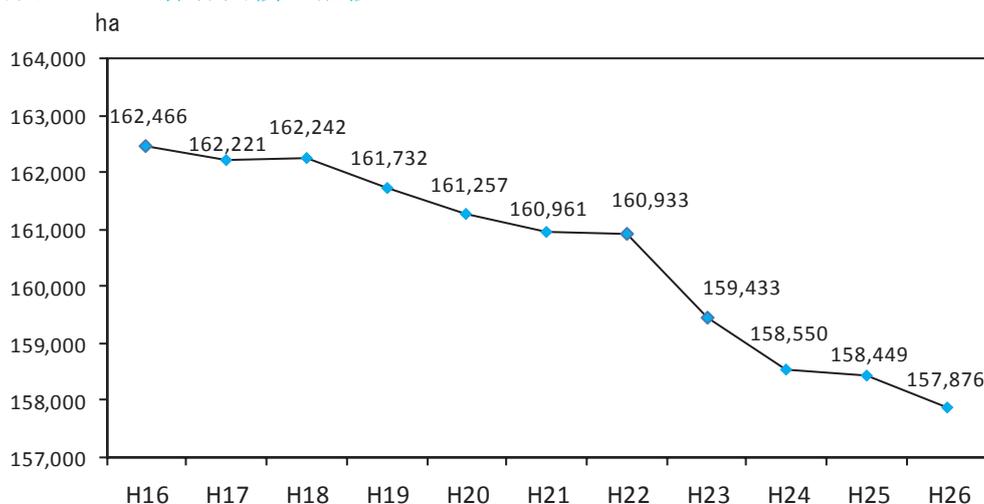
【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・森林資源は、人工林を中心に本格的な利用が可能な段階に入っているものの、木材価格の長期にわたる低下傾向により、森林所有者の経営意欲が低迷しているため、森林組合などの担い手を育成強化するとともに、小規模な民有林の整備が課題となっています。
- ・印旛沼及び手賀沼については、「第 6 期湖沼水質保全計画」を策定し、各種対策を総合的に推進してきたところですが、環境基準を達成しておらず、より一層の水質改善が必要です。
- ・海域の環境基準達成率については、東京湾において環境基準が設定されている水域のうち、利用目的などにより環境基準の設定が厳しい水域で達成状況が悪い状況にあります。東京湾へ流入する流域の汚濁負荷量は、様々な取組により低下していますが、気象などの自然環境の変化による要因もあることから、改善には長期間を要します。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

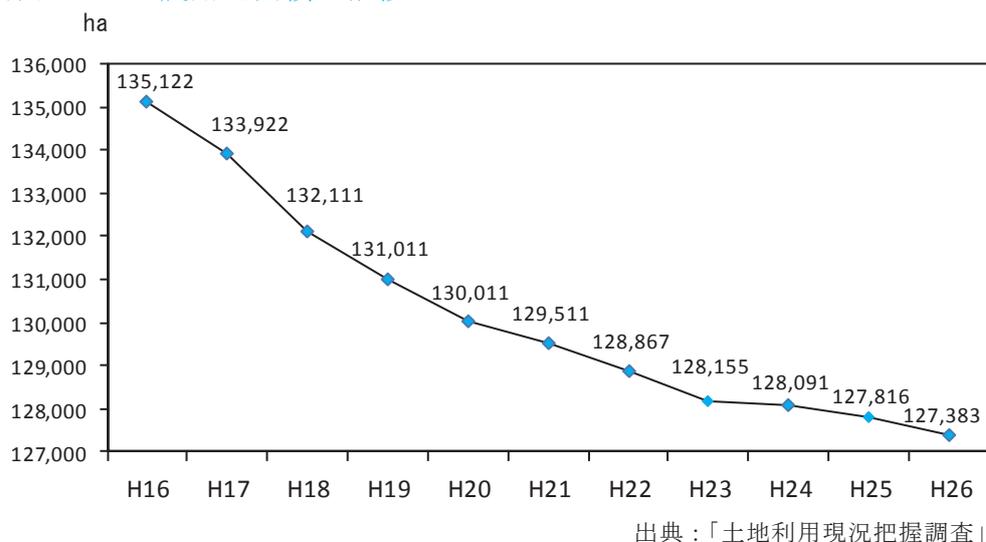
- ・小規模な森林など管理が不十分な森林整備の集約化・低コスト化を推進するとともに、県産木材の利用促進などにより、持続的な森林整備を進めます。
- ・農振法に基づく農業振興地域内の農用地の適正な管理や、厳格な農地転用許可制度の運用などにより、農地の確保に努めます。
- ・「ちばエコ農業」生産者協議会を中心とする生産者が相互に連携して行う「ちばエコ農産物」の生産促進等の取組や、認知度向上を図る活動に対して支援を強化します。
- ・担い手を確保するため、関係機関から情報提供や技術習得支援を行うなど、多様な就農希望者に対し、細やかに対応します。
- ・引き続き、「ちばの直販所フェア」によるPR活動や、農林漁業体験の受入スキルアップの研修会、受入拡大のための広域ネットワークの推進などの取組を進めます。
- ・第7期湖沼水質保全計画を策定し、総合的な水質保全対策を進めます。また、パンフレットの配布による啓発活動など、汚濁負荷量を削減するための各種取組を行います。
- ・護岸の安全性を確保するため、三番瀬における県が管理する港湾区域内の護岸を巡視、点検する等、適正に維持管理を行います。
- ・海域の環境基準達成率については、東京湾において環境基準が設定されている水域において、現在、第8次東京湾総量削減計画を策定中であり、この計画に基づき水質改善に係る取組をさらに推進します。
- ・三番瀬については、引き続き、29事業を行います。また、28年度は事業計画の最終年度のため、個々の事業の進捗状況を把握した上で評価を行い、継続が必要な事業については、それぞれの分野の施策中で対応することを検討していきます。

図表 2-3-4 森林面積の推移

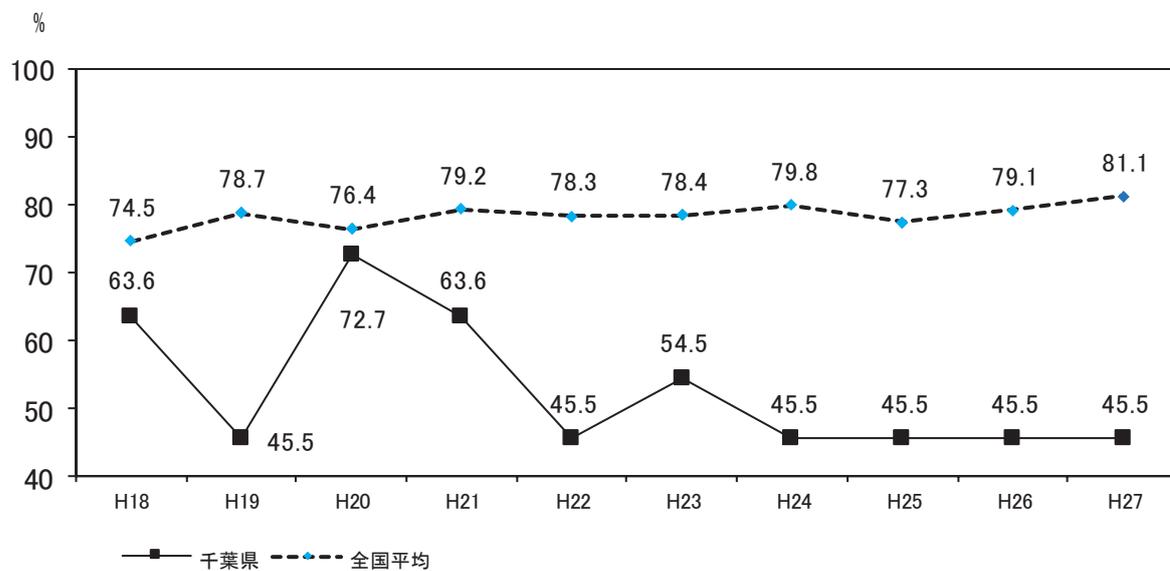


出典：「土地利用現況把握調査」

図表 2-3-5 農用地面積の推移



図表 2-3-6 海域におけるCODの環境基準達成状況



第4節 都市における緑と水のネットワークづくり

1. 現況と課題

都市においては、地表の多くがコンクリートやアスファルトで覆われ、ビルが立ち並ぶなど、生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で、都市の緑や水辺は、身近なうらおいとやすらぎを与える場としてだけでなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気の浄化や都市特有の*ヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による*生物多様性の保全など、大きな役割を担っています。

千葉県は、森林などを含めた緑地の地域的な偏りが著しく、東葛飾・千葉地域など、急速に都市化が進行した地域においては、森林や農地から宅地等への転換が大規模に進んだ結果、緑が非常に少なくなっています。

このため、本県においては、*特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による*緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備や一定規模以上の工場等との*緑化協定の締結などにより新たな緑の空間の創出に努めてきました。

しかしながら、都市地域全体としての緑地は、全国に比べると依然として少ない状況にあります。

また、都市の水辺環境を見ると、その河川や海岸の多くは、生活排水による水質の汚濁や防災のための護岸整備等により、県民の生活から遠い存在になってしまいました。

下水道の整備などにより水質の改善が進んだことや海岸・河川等の親水性向上、再自然化の推進等の取組により、失われていた生活空間としての役割を回復してきているものもありますが、まだ、一部に留まっている状況です。

身近な生活環境での緑や水とのふれあいを求める県民の意識が高まる中で、都市の緑地や都市の水辺空間の保全・整備などを引き続き進めていかなければなりません。

さらに、これらの都市の緑や水辺空間が単なる点として存在するのではなく、それらが*ビオトー

プとして機能を果たし、都市近郊の森林等の自然環境と線・面として結ばれる「緑と水辺のネットワークづくり★」を推進していくことが重要です。（★ 鳥や昆虫、動物たちが緑地や水辺などを伝わって移動することができるように点在する生物生息空間を結んでいくことは、野生動植物の生息・成育を持続させていく上で重要です。）

(1) 都市の緑地の現状

ア 都市緑地法の概要と指定等の状況

緑地の保全・緑化の推進及び都市公園の整備を総合的に推進するため、16年6月に「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」(都市緑地保全法、都市公園法等の改正)が制定され、このうち都市緑地保全法については、緑の基本計画事項に都市公園の整備に関する事項を加え、大規模敷地建築物に緑化の義務付けを行う緑化地域制度等を創設する等、緑地の保全のみでなく、民有地も含めた緑化や都市公園の整備を総合的・一体的に推進するための制度の充実を図ったことから、名称が「都市緑地法」と改められました。

(ア) 緑地保全地域制度

斜面林や雑木林など都市近郊の豊かな緑地を保全するため、都市計画法における地域地区として都道府県知事又は市町村長が都市計画決定を行い、この地域内においては一定規模以上の建築行為、木竹の伐採や宅地の造成等の行為についてあらかじめ届出が必要になり、知事は緑地の保全上必要な場合にはその行為の禁止等を命ずることができます。

特別緑地保全地区と比較し、緩やかな規制を行う制度です。

(イ) 特別緑地保全地区制度

都市内に残された緑地を地域地区として都道府県知事又は市町村長が計画決定することにより、一定規模以上の建築行為、木竹の伐採などの行為について許可制とし、現状凍結的な厳しい規制を行い保全する制度です。

図表 2-4-1 特別緑地保全地区の指定状況

(28年3月末現在)

市町村	名 称	位 置	面積ha	指定年月日
市川市	平田特別緑地保全地区	市川市平田2丁目の一部の区域	0.7	S56. 3. 20
〃	子の神特別緑地保全地区	〃 北方3丁目の一部の区域	0.7	〃
〃	宮久保特別緑地保全地区	〃 宮久保4丁目の一部の区域	0.6	〃
我孫子市	船戸特別緑地保全地区	我孫子市船戸1丁目の一部の区域	2.0	S57. 8. 6
佐倉市	鐫木特別緑地保全地区	佐倉市鐫木町字諏訪尾余の一部の区域	1.9	S59. 8. 21
千葉市	登戸緑町特別緑地保全地区	千葉市中央区登戸5丁目及び稲毛区緑町の一部の区域	1.1	H元. 3. 14
柏市	南柏特別緑地保全地区	柏市豊四季弁天谷の一部の区域	0.5	〃
流山市	松ヶ丘特別緑地保全地区	流山市松ヶ丘1丁目の一部の区域	0.3	〃
千葉市	都町西の下特別緑地保全地区	千葉市中央区都町1丁目の一部の区域	0.7	H4. 5. 15
〃	宮崎台特別緑地保全地区	千葉市中央区宮崎町の一部の区域	1.8	H8. 3. 1
〃	川戸特別緑地保全地区	千葉市中央区川戸町の一部の区域	4.1	H10. 8. 18
〃	花島観音特別緑地保全地区	千葉市花見川区花島町の一部の区域	0.4	〃
〃	柏井特別緑地保全地区	千葉市花見川区柏井町の一部の区域	6.2	H18. 10. 31
〃	作草部特別緑地保全地区	千葉市中央区椿の森3丁目及び稲毛区作草部町の一部の区域	0.9	〃
〃	坂月特別緑地保全地区	千葉市若葉区坂月町の一部の区域	4.6	H19. 11. 30
松戸市	栗山特別緑地保全地区	松戸市栗山の一部の区域	2.0	H20. 3. 21 (H26. 2. 25)
千葉市	長作特別緑地保全地区	千葉市花見川区長作町の一部の区域	4.6	H20. 9. 5
柏市	酒井根特別緑地保全地区	柏市東山1丁目及び酒井根6丁目の一部の区域	0.9	H20. 11. 28
			0.6	H27. 3. 20
千葉市	縄文の森特別緑地保全地区	千葉市若葉区小倉町、加曽利町、桜木2丁目及び桜木8丁目の各一部	22.0	H22. 2. 26
〃	源特別緑地保全地区	千葉市若葉区源町の一部の区域	4.9	H22. 2. 26
柏市	箕輪特別緑地保全地区	柏市箕輪字稻荷 461-1	0.4	H23. 1. 21
松戸市	矢切特別緑地保全地区	松戸市下矢切字坂之上及び字大堀の各一部の区域	0.8	H23. 3. 15
			0.5	H26. 2. 25
千葉市	仁戸名特別緑地保全地区	千葉市中央区仁戸名町の一部の区域	8.2	H24. 8. 17
〃	貝塚特別緑地保全地区	千葉市若葉区貝塚町の一部の区域	1.6	H25. 3. 1
松戸市	幸谷特別緑地保全地区	松戸市幸谷字熊ノ脇の一部の区域	1.5	H25. 3. 15
計	25 地区		74.5	

これらの代償措置として損失補償、土地の買取り及び固定資産税の減免措置等がとられています。(図表 2-4-1)

(ウ) 緑化地域制度

良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付ける制度です。

市町村長は都市計画で地域地区として緑化地域を都市計画決定するとともに、緑化率の最低限度を定めます。

これにより効果的に緑を創出することができます。

(エ) 緑地協定

土地所有者等の合意によって、既存の樹木等緑地の保全や生垣の設置等緑化に関する協定を

締結し、住民の積極的な協力によって計画的な緑化の推進を図る制度です。(図表 2-4-2)

図表 2-4-2 緑地協定締結状況 (27年3月末現在)

市町村	協定件数	協定面積 ha
千葉市	176	611.97
市川市	12	6.46
佐倉市	17	56.00
東金市	4	33.31
柏市	3	35.16
市原市	1	1.85
流山市	14	9.70
八千代市	72	72.01
我孫子市	7	42.54
浦安市	1	3.81
四街道市	5	19.38
印西市	1	1.47
計	313	893.66

(オ) 市民緑地制度

土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度です。

これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供されます。

土地所有者には相続税の評価減等のメリットがあります。

(カ) 緑の基本計画

緑の基本計画は、市町村が独自性、創意工夫を発揮しながら住民の意見を反映させ、緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等をまとめた計画です。

この計画の策定状況は、28年3月末現在、都市計画区域の対象48市町村のうち、策定済が27市町、今後策定予定が5市町であり、その重要性に配慮した早急な施策が求められています。

(キ) 緑化施設整備計画認定制度

緑の基本計画に定められた緑化重点地区・緑化地域内において、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができます。

(ク) 緑地管理機構制度

都道府県知事は、緑地の保全や緑化の推進を目的として設立されたNPO法人や公益法人を

緑地管理機構に指定することができます。

緑地管理機構は地方公共団体に代わって管理協定に基づく緑地の管理や土地の買取り等を行うことができます。

イ 首都圏近郊緑地保全法の概要と指定等の状況

首都圏近郊整備地帯において良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するため、「首都圏近郊緑地保全法」が制定されています。

保全区域を指定したときには国土交通大臣により定められた近郊緑地保全計画に則って、緑地保全に必要な施設の整備等を行うこととなっています。

また、指定された保全区域における一定の行為については届出が必要となっています。特に自然環境が重要なところについては、特別保全地区として都市計画に定め、この地区内での建築物の新築、土地の形質変更等の行為については許可制がとられています。(図表2-4-3)

なお、地方分権一括法の施行に伴い、12年度から行為の許可事務等が当該市へ権限委譲されました。

ウ 生産緑地地区の状況

都市化の進展に伴い、市街化区域内において優れた農地が無秩序に市街化され生活環境の悪化をもたらすことから、これらを計画的に保全し良好な都市環境をつくるため「生産緑地法」に基づき生産緑地地区を市が都市計画決定しています。(図表2-4-4) (28年3月末現在)

図表 2-4-3 首都圏近郊緑地保全区域指定状況

市 町	名 称	決定年月日	面積 ha	所在地
千葉市	東千葉近郊緑地保全区域	S42. 2. 16	734.0	千葉市若葉区五十土町、川井町、大広町、佐和町及び野呂町並びに緑区平山町、高田町及び辺田町の各一部の区域
	東千葉近郊緑地特別保全地区	S42. 3. 25	61.3	千葉市緑区高田町及び若葉区野呂町の各一部の区域
市川市	行徳近郊緑地保全区域	S45. 5. 25	83.0	市川市大字湊、湊新田及び欠真間の各一部の区域並びにその地先
	行徳近郊緑地特別保全地区	S45. 8. 28	83.0	同上
君津市	君津近郊緑地保全区域	S48. 6. 20	635.0	君津市大字草牛、六手、馬登、作木、大山野、尾車の各一部の区域
野田市	利根川・菅生沼 近郊緑地保全区域	S52. 9. 21	862.0	野田市大字長谷、小山、船形、目吹、木野崎、三ツ堀、瀬戸、関宿江戸、旧関宿町関宿三軒屋、関宿台町、新田戸、桐ケ作、古布内及び木間ケ瀬の各一部の区域

(注) 1. 東千葉近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の一部である。
2. 行徳近郊緑地特別保全地区は、同保全区域の全域である。

図表 2-4-4 生産緑地地区指定状況 (27年12月末現在)

市町村	市街化 区域面積 ha	市街化区域内農地のうち 生産緑地指定	
		地区数	面積 ha
千葉市	12,881	459	103.57
市川市	3,984	328	97.18
船橋市	5,509	514	189.22
木更津市	3,400	85	10.94
松戸市	4,444	535	135.86
野田市	2,399	194	34.77
成田市	2,326	81	27.46
佐倉市	2,424	15	3.76
習志野市	1,859	98	16.44
柏市	5,453	580	176.27
市原市	6,125	141	22.16
流山市	2,151	275	82.32
八千代市	2,238	189	52.19
我孫子市	1,615	128	29.71
鎌ヶ谷市	1,073	156	68.55
君津市	2,195	25	3.67
富津市	1,493	58	12.94
浦安市	1,697	0	0.00
四街道市	1,245	72	20.87
袖ヶ浦市	2,135	63	8.80
印西市	1,907	18	2.58
白井市	847	48	42.14
富里市	479	40	11.48
合計 23市	69,879	4,102	1,152.88

(うち旧法地区)

市町村	市街化区 域面積 ha	市街化区域内農地の うち生産緑地指定		種別
		地区数	面積 ha	
船橋市	5,509	1	7.17	旧第一種
白井市	847	7	21.39	旧第一種
計	6,356	8	28.56	

エ 風致地区の状況

都市における風致、景観の維持を目的として「都市計画法」に基づく地域地区のひとつとして指定されています。(図表 2-4-5)

風致地区内では、「千葉県風致地区条例」又は各市の風致地区条例に基づき、建築物の新築、土地の形質変更等の行為について知事又は市長の許可が必要とされ、都市の風致の維持がなされるよう規制が行われています。市川市は 25 年 4 月 1 日に、銚子市、香取市は 26 年 4 月 1 日に、船橋市は 27 年 1 月 1 日に各市において風致地区条例を策定しました。

なお、千葉県の風致地区条例は、27 年 4 月 2 日に廃止されました。

図表 2-4-5 風致地区指定状況 (28年3月末現在)

市	風致地区	面積 ha	指定年月日
銚子市	御前鬼山	10.8	S11.12.28(S49.1.29)
	川口	13.2	
	海鹿島	42.0	S11.12.28
	犬吠埼	204.3	S11.12.28(S49.1.29)
	七ツ池	154.1	
船橋市	葛飾	95.0	S13.10.22(S48.2.27)
	中山競馬場	89.1	S13.10.22(S44.4.9)
	法典	107.2	S13.10.22(S60.11.8)
	滝不動	217.0	S13.10.22(S48.2.27)
市川市	国府台	596.0	S13.10.28(S48.12.28)
	八幡	54.0	
	法華経寺	60.0	S48.12.28
	大町	52.0	
	利風苑	7.0	
香取市	佐原	244.0	S17.4.4
	香取神宮	357.0	
計	16地区	2,302.7	

(注) ()は最終指定年月日

オ 保存樹・保存樹林の状況

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」により、市町村長は、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団を、保存樹又は保存樹林として指定できます。27 年 3 月末現在、千葉市で保存樹林 1 箇所 5,990 m²、市川市で保存樹 10 本、保存樹林 4 箇所 18,074 m²が指定されています。また、16 市で各市の条例により保存樹 2,775 本、保存樹林 1,537 箇所 5,864,583 m²が指定され、良好な都市環境の維持向上を図っています。

カ 地区計画制度等

身近にある比較的小規模な屋敷林、社寺林、草地等の緑化について、地区計画制度等を活用して緑地の保全のための規制を現状凍結的にかける制度です。

キ 緑化協定の概要と締結状況

(ア) 協定の概要

一定規模以上の工場用地、住宅用地等の土地所有者又は管理者を対象とし、「千葉県自然環境保全条例」第 26 条の規定により、用地別及び新・既設別に応じて*緑地率を規定し、緑化の実施及び維持管理について協定を締結しています。また、県は協定締結者に対し緑化技術等の指導助言を行っています。

(イ) 協定の締結状況

27年度には、工場用地等に係る22件について9.4haの緑地を確保する協定を締結しました。28年3月末における締結中の協定の総数は1,012件、緑地面積は合計1,375.57haとなっています。

2 県の施策展開

(1) 都市の緑化対策

ア 緑の空間の創造

都市においては、地表の多くがコンクリートなどで覆われ、ビルが立ち並ぶなど生物の生存の基盤となる土壌の露出が限定されています。

このような中で都市の緑の空間は、身近なうらおいやすらぎを与える場としてだけでなく、レクリエーションや防災などの機能を果たすほか、大気浄化や都市特有のヒートアイランド現象の緩和、動植物の生息・生育空間の確保による生物多様性の保全など大きな役割を担っています。

このため、本県においては特別緑地保全地区等の指定や住民との合意による緑地協定の締結などにより都市部に残された貴重な緑地の保全を図るとともに、都市公園の整備などにより新たな緑の空間の創出に努めています。

(ア) 都市公園の整備

都市公園は、都市における自然環境の保全、レクリエーションの場の提供、都市防災の拠点等の機能を持ち、都市の基盤整備であることから、その施設の整備充実を図っています。県では、地域住民の広域的な利用を図ることを目的とした公園を中心に整備することとしており、長生の森公園（茂原市）、八千代広域公園（八千代市）、市野谷の森公園（流山市）等の事業を進めています。本県における都市公園等は、27年3月末現在34市5町1村で6,741箇所、面積4,056.39haが開設されており、都市計画区域内人口1人当たりの公園面積は約6.71㎡となっています。

（図表2-4-6）

図表 2-4-6 都市公園の種類及び現況

(27年3月末現在)

種類	種別	箇所	面積(ha)	内 容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	5,271	735.28	もっぱら住区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積0.25haを標準として配置する。
	都市基幹公園	近隣公園	286	521.36	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、1近隣住区当たり1か所を面積2haを標準として配置する。
		地区公園	65	329.32	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1住区当たり1か所、面積4haを標準として配置する。
		総合公園	34	647.14	都市住民全般の休息、鑑賞、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	24	326.94	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1か所当たり面積15～75haを標準として配置する。
都市林		0	0	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する	
広場公園		19	4.85	主として商業・業務系の土地利用が行なわれる地域において都市の環境の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
特殊公園		41	214.46	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する	
大規模公園	広域公園	6	275.2	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック内の容易に利用可能な場所にブロック単位ごとに1か所程度面積50ha以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	1	38.33	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に全体規模1,000haを標準として配置する。	
緩衝緑地		25	184.07	大気汚染、騒音・振動、悪臭等の公害の防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市緑地		895	702.51	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha以上を標準として配置する。ただし、既成市街地等において良好な樹林地帯がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつては、その規模を0.05ha以上とする。	
緑道		73	76.93	災害時における避難路の確保、市街地における都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹及び歩行者は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶように配置する。	
国営公園		0	0	主として一の都道府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1か所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置し、国家的に記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう整備する。	
合計		6,741	4,056.39	4,056.39 (総公園面積) = 6.71 m ² /人 6,045 千人 (都市計画区域内人口)	

(イ) ビオトープの推進

学校*ビオトープフォーラムは24年度で終了し、25年度からは県内の企業・市民団体・学校等でビオトープの整備や維持管理に携わる方々を対象とした「ビオトープ実地講座」を実施しています。

イ 緑化意識の高揚

県立都市公園においては、公園利用者等に緑化意識の向上や公園に親しんでもらうために相談業務等を、青葉の森公園、柏の葉公園及び北総花の丘公園において行っています。

このほか指定管理者の自主事業により講習会等を行っている公園もあります。

ウ 都市地域の農地の活用

生産緑地法によって指定された生産緑地地区を保全することにより、開発等による農地の減少を抑止し、都市部における緑地の保全を図っています。

また、都市農業の安定的な継続と、都市農業の有する機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的に、平成27年に「都市農業振興基本法」が施行されています。

(2) 水辺空間の形成

ア うるおいある水辺空間の整備

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の

暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全創出しながら（「多自然川づくり」と言います）、魅力ある水辺空間の整備を行っていきます。

船橋市の中央部に位置する海老川水系では、都市化の進展に伴い河川の流量の減少や水質の悪化などが心配されています。このため、下水道の高度処理水（りんや窒素等をさらに取り除いた処理水）を都市の貴重な水資源として活用し、都市河川の上流に導水することで健全な水循環を再生する取組を進めています。

この具体的な事例として、19年10月から長津川及び飯山満川へ印旛沼流域下水道花見川第二終末処理場で処理した下水高度処理水の導水を実施しています。

イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

県民の河川等の水辺空間に対する理解や関心を高め、河川美化愛護意識の向上を図るため、県が管理する河川等において、清掃・除草・草花の植栽や水辺における環境の保全に関する活動などを実施している団体等に対し、清掃、除草用具の支給、貸出、保険料の負担等の支援を行う「千葉県河川海岸*アダプトプログラム」制度を20年度から導入し、27年度末で65団体と合意書を締結しています。

（3）緑と水辺のネットワークづくり

緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村が行う「緑の基本計画」の策定を支援しています。これによって生物がその生息空間であるビオトープの間を往き来できる連続性の確保が図れます。

27年度は、「緑の基本計画」の策定団体はありませんでしたが、引き続き河川等の既存の自然環境を活用するとともに、道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めています。

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 指標の現況

項目名	基準年度	現況	目標
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m ² /人 (17年度末) [参考] 全国 (H17末) 9.1 m ² /人	6.71 m ² /人 (26年度末) [参考] 全国 (H26末) 10.2 m ² /人	全国平均値に近づけます (30年度)

(2) 評価

一人当たり都市公園面積は、基準年度と比べ増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。

(3) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【27年度の主な取組】

① 都市の緑化対策

ア 緑の空間の創造

- ・ 県立都市公園の整備を行うとともに、都市公園の整備を促進するため、関係市町に向けた会議や講習会を開催し、技術や知識の向上を図りました。
- ・ 前述した緑化協定締結のほか（1章2節参照）、屋上緑化・壁面緑化の普及・促進を図るため、関係市及び庁内関係課による推進会議や都市緑化政策に関する講習会を開催するとともに、ピオトープに関する知見の習得のための実地講座を開催しました。

イ 緑化意識の高揚

- ・ 緑化意識の高揚を図るため、県立公園のイベント等において都市緑化の普及・啓発活動を計3回実施しました。

ウ 都市地域の農地の活用

- ・ 農業に関して生産者と消費者の相互理解を深める場となる農業体験施設や直売所、市民農園等の利用促進を図るため、県ホームページやガイドブックを活用し、情報発信を実施しました。

② 水辺空間の形成

ア うるおいのある水辺空間の整備

- ・ 大津川、根木名川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施しました。
- ・ 流域下水道の終末処理場で処理した高度処理水を海老川水系の長津川、飯山満川支川に放流することにより、河川の流量を確保し、水環境の改善を図りました。

イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

- ・ 県民や市民団体等が河川の美化意識や関心を高めるために、千葉県河川海岸アダプトプログラム[※]を実施し、61団体が草刈等の河川美化活動を行いました。

※ アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子に見立て、市民活動団体等が里親となって環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

③ 緑と水辺のネットワークづくり

- ・ 27年度は、「緑の基本計画」の策定団体はありませんでしたが、引き続き河川等の既存の自然環境を活用するとともに、道路、護岸等に生物の移動に配慮した構造等を取り入れ、動植物の生息・生育環境の連続性の確保に努めています。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・ 1人当たり都市公園面積の目標を達成するためには、県立都市公園の整備推進と併せて、市町村都市公園の整備を促進していく必要がありますが、既存施設の維持補修を優先させているため、新規整備が財政的に難しくなっています。
- ・ 河川海岸アダプトプログラム参加団体の一部には、構成員の高齢化が進み、活動の継続を断念してしまう団体がでてきているのが課題です。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・ 限られた予算の中で効率的に都市公園を整備していきます。
- ・ 都市緑化の普及・促進を図るとともに、ビオトープに対する理解を深めるため、企業・学校関係者等を対象とした実地講座を開催します。
- ・ いろいろな機会を通じ河川海岸アダプトプログラムを紹介し、参加団体を増やし、活動を支援していきます。
- ・ 生物の移動に配慮した道路整備を進めます。
- ・ 農業に関して生産者と消費者の相互理解を深めるため、県ホームページやガイドブックを活用し、情報発信を行います。
- ・ 大津川、根木名川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を行います。
- ・ 千葉県河川海岸アダプトプログラムの周知、啓発活動に努め、河川美化・愛護思想の向上を図ります。
- ・ 緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、関係市と協議をまいります。

第5節 野生生物の保護と管理

1. 現況と課題

メダカやニホンアカガエル、エビネやキキョウなどは、かつては身近に見ることができましたが、いつの間にか多くの地域で姿を消しつつあります。

こうした野生生物の実態を把握し、広くその保全を呼びかけるために、県では、絶滅のおそれがある野生生物をリスト化し、千葉県*レッドデータブックとして公表しています。

また、その生息地を自然環境保全地域等に指定することなどにより保護に努めていますが、指定地域は限られており、このまま開発や市街化、*里山の荒廃等により自然環境の悪化が進むと、さらに絶滅種や絶滅が拡大することが懸念されます。

また、もともとその地域に生息していなかった種で、人間によって持ち込まれた生物種を「*外来種」と呼びますが、この外来種による在来種や*生態系への影響が次第に深刻化しています。

千葉県には多くの外来種が見られますが、外来種のうち在来種の生息を脅かすことが危惧されるなどの理由により、外来生物法で指定された*特定外来生物が、県内では32種類確認されています。

このうち、アカゲザル、アライグマ、キョン、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウ等については、生態系への影響等が懸念されることから、個別に防除実施計画を作成し、捕獲等対策を講じていますが、全面的な駆除は容易ではありません。

さらに、近年、イノシシやニホンジカ、ニホンザル等の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が深刻化しており、これにより農業者の生産意欲の減退を招き、耕作放棄地が拡大するなど、地域社会に大きな影響を与えているとともに、自然環境の変化がさらに進むという状況も生じています。

このため、農作物等への被害防止と野生鳥獣の個体数の管理を一体とした総合的な対策を実施するとともに、併せて、里山整備や耕作放棄地の解消を図り、野生鳥獣の生息地と農地や集落との間に緩衝地帯を設けることによって、野生鳥獣の農地等への出没を減少させるなど、人と野生鳥獣と

の棲み分けを進めることが必要です。

(1) 野生生物の生息・生育状況

本県の野生生物相は、北方系要素と南方系要素が共存するため、多様性が高いとされています。

生物多様性の豊かさは、気候的要因とともに地史的要因も深く関係しています。

気候的には、房総半島沖で暖流の黒潮と寒流の親潮が交わり、陸域は暖温帯に位置しています。

本県は暖温帯性の常緑広葉樹林（照葉樹林）の北限域にあたり、南部の房総丘陵や海岸線は、温暖で無霜地帯もあります。スダジイやタブノキの林が発達し、南方系の生物が多く生息・生育し、分布の北限となる種が多く見られます。植物ではハマユウやホルトノキ、動物ではシロヘリハンミョウやケシウミアメンボなどが知られています。

一方、北部の下総台地は、落葉広葉樹のコナラやイヌシデの林が発達し、北方系の生物が多く生息・生育しています。

地史的には房総丘陵と下総台地とでは成立ちが異なります。

下総台地は、洪積台地と沖積低地からなり、太平洋や東京湾、江戸川、利根川に囲まれ、手賀沼と印旛沼の広大な内水面が作られ、さらに、谷津が樹枝状に入り組む独特な地形が形成されました。

かつての手賀沼と印旛沼は沈水植物の宝庫として知られ、全国的な希少種のガシャモクやササバモ、その交配種のインバモなどが繁茂していました。

房総丘陵は、海に沈まず島状に孤立した時期を経たことで、固有な生物が生じました。植物ではアワチドリやヒガンナムシグサが千葉県固有亜種として知られ、動物では固有種としてカズサヒラタゴミムシ、ボウソウサワヒシバツタなどが、固有亜種としてキヨスミビロードマイマイやボウソウヤマキマダラヒカゲ、アカオサムシ、アワカズサオサムシなどが知られています。

九十九里平野は下総台地と房総丘陵とは別に、約6千年前から浅瀬に砂が堆積し始め、砂堤と低